十　法第百二十一条の五の八第四項の規定並びに法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3　前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（保険業法施行令の一部改正）

第十三条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の九第六号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第八号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第十三号中「（平成二十一年法律第五十九号）」を削る。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「第三項並びに」を「第三項」に、「の規定」を「並びに第七章の五の規定」に改める。

附則第十六条第一項第一号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　農業協同組合法（第五章の二（第九十二条の五を除く。以下この号において同じ。）、第九十七条の二、第九十八条第二項から第五項まで、第十二項本文、第十三項及び第十四項並びに第九章（第五章の二に係る部分に限る。）に限る。）

附則第十六条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）（附則第三条、第十条及び第十一条に限る。）

附則第十六条第一項に次の一号を加える。

十五　銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百七十三号）（附則第六条から第八条までに限る。）

附則第十六条第二項の表組織再編成促進特別措置法第十五条第一項の項の前に次のように加える。

農業協同組合法第九十二条の五の二第二項	貯金者に	預金者に
農業協同組合法第九十二条の五の二第二項第一号	貯金の貯金者	預金の預金者
農業協同組合法第九十二条の五の二第二項第二号	貯金又は定期積金の貯金者等の貯金者等に	預金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等の同条第五項に規定する預金者等の預金者等に
農業協同組合法第九十二条の五の八第四項	若しくは農林中央金庫法又は	又は
農業協同組合法第九十二条の五の八第六項	から前条まで	、第九十二条の五の四及び前二条
農業協同組合法第九十二条の五の九第二項	規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の六の規定	規定
	中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法	及び第二項並びに
	農林中央金庫法若しくはこれらの法律	同法
	農業協同組合法第九十二条の五の七第三号	同法第九十二条の五の七第三号

附則第十八条中「前条第一項第六号ツ」を「前条第一項第六号ナ」に、「及びツ」を「及びナ」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第五号中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第十六条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条を第五十七条とする。

第五十条の見出し中「名称」を「指定紛争解決機関に係る名称」に改め、同条第六号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第七号中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同条第八号中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十九条を第五十五条とする。

第四十八条の次に次の六条を加える。

（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第四十九条　法第九十五条の五の七の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。